

2023年9月20日

群馬県人事委員会
委員長 森田 均 様

全群馬教職員組合

執行委員長 田中 光則

2023年度人事委員会勧告に関する要請書

地方公務員の賃金・労働条件改善にかかわる日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、8月の人事院勧告では、今年4月の民間給与が国家公務員給与を3869円(0.96%)上回っており、若年層に重点を置きながら、再任用職員を含むすべての号棒にわたる棒給表の改定を行うこととしています。一時金は昨年8月から今年7月までの民間の支給割合が4.49月であるとして、現在の4.40月分を0.10月分引き上げ、引き上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとしています。

しかし定期昇給分を加えても、月収で約2.7%、年収で約3.3%にとどまる給与改善は、前年同月比3.5%の上昇となった4月の消費者物価指数(総務省発表)と比べても、生活改善にはつながらず全く不十分な内容です。

諸物価高騰が国民生活を苦しめています。今こそ岸田首相の言う「物価高を上まわる公的セクターでの賃上げの実現」が求められます。中央最低賃金審議会による今年の最低賃金引き上げ目安額は、去年の物価上昇分を配慮し、過去最高の加重平均41円の目安額を決定しました。これにより最低賃金の全国加重平均は1002円となりますが、今回の棒給表改定後も国家公務員の高卒初任給は依然として多くの地域で最低賃金を下回っています。公務員賃金は地域経済にも大きな影響を与えます。疲弊した地域経済を活性化させるためにも、公務員賃金を政策的に引き上げ、物価上昇に対応できる実質賃金の引き上げを強く求めます。

「公務員人事管理に関する報告」では、公務人材確保の危機的な状況を背景に「給与制度のアップデート」にかかわる今後の措置について報告されました。「人材確保への対応」「個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上」「働き方やライフスタイルの多様化への対応」という3つの課題について、中心的なねらいは、メリハリある給与処遇等の推進という能力・実績主義の強化であることが明らかです。これは「全体の奉仕者」である公務員を分断し、「上位者からの評価」ばかりを気にする働き方を助長するものであり、我々は明確に反対します。これは「主体的な学びを仕事に生かす」という、当の人事院勧告の内容とも矛盾するものです。

また学校現場では教職員の未配置が、もはや特別ではなく、当たり前という状態になっています。事前に把握できる産育休代替すらみつからず、現場の教職員の過剰労働で補う状態も続いています。長時間過密労働、複雑化する児童生徒や保護者への対応、部活動など、教職員の負担は既に限界を超え、精神的に不安定になる教職員が増えています。「未配置」の解消に向けた抜本的な対策とともに、教職員の大幅な増員が強く求められます。

以上のことから、貴委員会が県内公務労働者の労働基本権制約に対する代償機関としての役割を十分発揮し、下記事項をふまえた勧告を行うよう強く要請いたします。

記

I 労働条件等の改善に関して

1. 教職員の未配置を解消するため、具体的な対策を講じるよう勧告すること。
2. 義務標準法上の見かけ上の定数を満たすためではなく、35人(30人)学級を運営するために、実際に必要な人員を配置するよう勧告すること。
3. 部活動顧問強制の実態をなくすよう勧告すること。

4. 教職員定数増などに必要な予算の確保を含めた条件整備を勧告すること。
5. 労働基準法、労働安全衛生法を遵守するよう勧告すること。
6. 臨時教職員を使用者都合で退職させるとき、自己都合退職とさせないよう勧告すること。
7. 教職員人事評価制度を廃止するよう提言すること。
8. 特別支援学級の学級編制は「1学級6人以下」、「複式編成は2学年まで」とするよう提言すること。
9. 変形労働時間制を教育現場に導入しないよう提言すること。
10. 介護・看護休暇の拡充など、福祉制度・福利厚生制度の充実について、具体的に提言すること。
11. 不妊治療休暇や妊娠代替制度の拡充などについて、具体的に提言すること。
12. 年休・特休などの諸権利について、教職員が行使しやすい環境を整えるよう提言すること。
13. 教育委員会等が実施する研修は、本人や学校の負担となることのないように提言すること。
14. 研修を増やすのではなく、自発的に研修ができる時間的余裕を確保するよう提言すること。
15. 本来業務ではないことを教職員に行わせている異常な状況を解消するよう、県教委を指導すること。

II 賃金及び諸手当の改善に関して

1. 長時間・過密労働の実態を十分に考慮し、教育労働の特質と実態にみあうよう以下のように賃金・諸手当の改善を勧告すること。
 - (1) 一時金を大幅に改善すること。
 - (2) 勤勉手当に関わる「成績率」適用を廃止すること。また、期末手当に一本化すること。
 - (3) すべての世代で生活改善できる給料表の改定を行うこと。
 - (4) 通勤手当にかかわる基礎単価の大幅な引上げを行うこと。また、実態に見合った旅費を支給すること。
 - (5) 持ち家支援・賃貸料補助など制度の抜本的改善を行うこと。
 - (6) へき地・寒冷地に対する手当など、労働条件を抜本的に改善すること。
 - (7) 扶養手当制度の認定所得基準について、年金や退職所得の利子や失業保険などを対象外にするなど、高齢者・低所得者の所得制限を大幅に緩和すること。
 - (8) 事務職員・栄養職員へ実態に即した時間外勤務手当を支給すること。
 - (9) 退職手当を大幅に引き上げること。
2. 臨時的任用のすべての教職員について、正規職員と同等の給与・手当・休暇制度等の処遇にするよう勧告すること。会計年度任用職員は、労働の実態にそった処遇を行うよう勧告すること。特に、「賃金上限」の撤廃を提言すること。
3. 再任用職員は定数から除外すること。また、再任用職員の賃金・諸手当、一時金を大幅に改善し、人事異動では本人の希望を尊重するよう勧告すること。
4. 「雇用と年金の確実な接続」を希望者全員に保障し、定年延長にともなう待遇を悪化させないよう勧告すること。また、制度導入にあたっては教職員組合と十分な協議を行うよう勧告すること。

III その他

1. パワーハラスメント・セクシャルハラスメントの防止対策について具体的に提言すること。
2. 職場と家庭の両立支援策・男女平等の推進について具体的に提言すること。
3. 50人以下の職場も含め、すべての学校の労働安全衛生管理体制を整備し、超過勤務・過重労働の解消や休憩室・休養室・更衣室・トイレ・暑さ寒さ対策などの改善等を進めるよう提言すること。
4. 民間調査の比較対象企業規模を「100人以上」に戻すよう勧告すること。
5. 組合との交渉は、法律を遵守し行うよう県教委を指導すること。
6. 教員採用試験面接において、不適切な質問をしないよう県教委を指導すること。
7. 学校現場における業務について、教職員個人に賠償責任を負わせることがないよう県教委を指導すること。

以上